

岩手県告示第 493 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 4 項において準用する同法第 28 条第 4 項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定したいので、その旨告示する。

平成 19 年 6 月 12 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 岩洞湖鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区域 岩洞湖鳥獣保護区における岩洞湖の水面の全域
- 3 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針の案
  - (1) 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
  - (2) 特別保護地区の指定目的 当地域は、盛岡市玉山区の東部に位置し、一級河川丹藤川の最上流部に設置されている岩洞湖貯水池の水面全域であり、マガモ、コガモ等カモ類の渡りの中継地となっているなど岩洞湖鳥獣保護区の内でも水鳥渡来地の中心地となっており、また、その他の野生鳥獣の生息場所としても良好な自然環境となっている。そのほか、この地域の野生生物観察等を通じて、県民の憩いの場、自然とのふれあいの場となっている。

このことから、岩洞湖鳥獣保護区における中核的な区域として鳥獣保護区特別保護地区に指定し、当地域における鳥獣の保護、鳥獣の生息環境の保護及び鳥獣保護思想の普及啓発を図るものである。
  - (3) 管理方針
    - ア 当該特別保護地区については、鳥獣の生息環境を保全するため、現状のままの保全を基本とする。
    - イ 特別保護地区内における許可を要する行為については、鳥獣の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、地元自治体や関係機関との調整を図る。
- 5 縦覧期間及び縦覧場所
  - (1) 縦覧期間 平成 19 年 6 月 12 日から同月 25 日まで
  - (2) 縦覧場所 岩手県環境生活部自然保護課及び盛岡地方振興局保健福祉環境部